

第 I 部 毎月勤労統計調査地方調査の説明及び利用上の注意

1 調査の目的

厚生労働省が所管する毎月勤労統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査として実施され、賃金、労働時間及び雇用について、毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

この調査は、「全国調査（第一種、第二種）」、「地方調査（第一種、第二種）」、「特別調査」からなっており、そのうち地方調査は、富山県における賃金、労働時間及び雇用について、毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

対象とする事業所の規模 (常用労働者数)	調査の種類			調査方法
	全国調査	地方調査	特別調査	
30人以上	毎月調査 第一種事業所		/	毎月郵送調査（H14.2月分からインターネットを利用した回答も可）
5～29人	毎月調査 第二種事業所			毎月調査員調査（H14.2月分からインターネットを利用した回答も可）
1～4人	/		年1回調査	毎年7月調査員調査

2 調査の対象

調査対象は、日本標準産業分類（平成19年11月改訂）に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類できないもの）（外国公務を除く。）に属する事業所の中から、5人以上の常用労働者を雇用する事業所約660を抽出して調査対象とした。（厚生労働大臣指定）

また、調査対象事業所の規模は、下記のとおり拡充されてきた。

なお、平成5年1月からパートタイム労働者の調査項目が新設された。

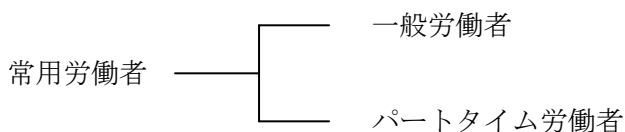
全国調査		地方調査		特別調査
30人以上	5～29人	30人以上	5～29人	
S25年1月から30人以上に統一				
↓		S26年4月開始		
↓	S32年7月開始	↓		S32年7月開始 1～4人対象
↓	↓	↓		S55年7月拡充 1～29人対象
↓	↓	↓	H2年1月開始	H2年1月変更 1～4人対象

3 調査期日

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）。

4 用語の説明

(1) 常用労働者



「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者のことである。

- ア 期間を定めず、又は1ヶ月を越える期間を定めて雇われている者
- イ 日々又は1ヶ月以内の期間を限って雇われている者のうち、調査期間の前2ヶ月の各月にそれぞれ18日以上事業所に雇われた者

なお、(i) 重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び (ii) 事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。

- ア 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
- イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週の所定内労働日数が一般の労働者よりも短い者

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

(2) 出勤日数

「出勤日数」とは、調査期間中に労働者が業務のため実際に出勤した日数である。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日とならないが、1日のうち1時間でも就業すれば1出勤日となる。

(3) 実労働時間数

実労働時間数とは、調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されると否とに関わらず除かれるが、運輸関係労働者等の手待時間は含まれる。また、本来の職務外として行われる宿日直の時間は含まない。

「総実労働時間」とは、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」の合計である。

総実労働時間数	
	所定内労働時間
	所定外労働時間

「所定内労働時間」とは、事業所の就業規則等で定められた始業時刻と終業時刻の間の、休憩時間を除いた実際に労働した時間である。

「所定外労働時間」とは、早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤等による労働時間である。

(4) 現金給与額

現金給与額とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払ったもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の金額である。

現金給与総額	
	きまって支給する給与額
	所定内給与
	所定外給与
	特別に支払われた給与額

「現金給与総額」とは「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計である。

「きまって支給する給与」（定期給与）とは、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって算定され支給される給与のことであり、基本給、家族手当、通勤手当、職務手当、超過勤務手当等を含む。

「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち所定外給与以外のものである。

「所定外給与」（超過労働給与）とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等と呼ばれているものである。

「特別に支払われた給与」（特別給与）とは、次のいずれかに該当する給与のことである。

ア 労働時間、就業規則等によらないで、一時的又は突発的理由に基づいて労働者に支払われた給与

イ 労働協約、就業規則等の定めにより支払われた給与のうち、次のいずれかに該当するもの

- ・ 夏・冬の賞与、期末手当等の一時金
- ・ 3ヶ月を超える期間で算定される手当等
- ・ 支給事由の発生が不確定なもの（結婚手当等）
- ・ 労働協約、就業規則等の改訂によるベースアップ等が行われた際の差額追求分

(5) 賞与

夏季（6～8月）及び年末（11～1月）の「特別に支払われた給与」のうち、一般的に賞与、ボーナスと呼ばれている給与（以下「賞与」という。）を抜き出して特別に集計したものである。

「賞与支給額」とは、賞与を支給した事業所の1人平均支給額である。

「対定期給与支給割合、対所定内給与支給割合」とは、賞与を支給した事業所における賞与のそれぞれきまって支給する給与、所定内給与に対する割合（月数）の平均である。

「支給事業所数割合」とは、賞与を支給した事業所の全事業所に占める割合である。

「支給労働者数割合」とは、賞与を支給した事業所における全常用労働者の、全事業所における全常用労働者に占める割合である。

(6) パートタイム労働者比率

「パートタイム労働者比率」とは、調査期間末の全常用労働者数に占めるパートタイム労働者数の割合を百分率化したものをいう。

(7) 労働異動率

「入（離）職率」とは、調査期間中に採用、転勤等で入職（離職）（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したものをいう。

5 結果の算定方法

(1) 産業、規模別各種平均値の推計方法

産業、規模別の1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数（以下「各種平均値」という。）は、現金給与額、実労働時間数、出勤日数の各々の調査票の合計値に、産業及び規模別の推計比率^{*}を乗じたものを、(3)の方法で推計した前月末労働者数と本月末労働者数との平均で除して求める。

(2) 産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業及び規模別に、現金給与額、実労働時間数、出勤日数のそれぞれの調査票の合計値に推計比率を乗じたうえで合計し、産業計、規模計の前月末労働者数と本月末労働者数の平均で除して求める。

(3) 労働者数の推計方法

労働者数は、産業及び規模別に、調査票数値の合計値に推計比率を乗じ、全体を推計（母集団に復元）している。これを産業、規模について合計したものが産業計、規模計の労働者数となる。

※ 推計比率は次式により定める。

$$r = E / e^0$$

ここに

r ; 推計比率

E ; 母集団労働者数

e^0 ; 前月末労働者数の調査票数値の合計値

6 抽出替えと調査結果の接続調整（ギャップ修正）

(1) 抽出替え

この調査では、調査精度の維持向上を図るため、「事業所・企業統計調査」の結果を用いて、原則として3年毎に調査対象事業所の抽出替え（平成21年1月実施）を行っている。

抽出替え時点においては、調査結果に時系列的連続性を持たせる必要があることから、新標本（調査対象）事業所と旧標本（調査対象）事業所の両者について調査（重複）をしている。

(2) 調査結果の接続調整（ギャップ修正）

抽出替えの結果、実数値において通常若干の標本誤差が生じることから、指数については接続調整（各指数及び増減率の改定）を行っている。（実数値については調整を行っていないので、時系列比較の場合は、原則として指数により比較していただきたい。）

7 指数の基準時更新

指数の基準時は、経済、社会の変化に対応させるため、原則として5年毎に更新を行うことにしており、現在は「平成17年基準」（平成17年=100）となっている。

8 調査結果の増減率

調査結果の前年増減率については、所定外給与及び特別に支払われた給与（賞与含む）を除き、指数により算出している。そのため、実数により算出した結果と一致しない場合がある。

（基準時更新時）

基準時更新に伴う増減率の再計算は行わず、基準時更新以前に公表されたものを固定し、基準時更新以降も引き続き使用している（ただし、実質賃金指数は基準時更新後の指数により増減率を改訂している）。

9 標本設計

毎月勤労統計調査は、総務省統計局が行う「事業所・企業統計調査」による事業所リストを抽出のための母集団フレームとし、産業・事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本事業所の調査結果と富山県全体の事業所の平均値との間には当然誤差があり、この誤差を標本誤差という。また、標本誤差を推定・数値化したものを標準誤差という。

毎月勤労統計調査地方調査では、常用労働者一人平均「きまって支給する給与額」の標準誤差率（（標準誤差）÷（結果数値））が、産業、事業所規模別に一定の範囲となるように標本設計を行っている。目標とする標準誤差率は、事業所規模5人以上の産業大分類（製造業を除く）で5%以内、製造業で3%以内等である。

標準誤差率が5%であるということは、結果数値の前後5%の範囲内に、全数調査を行った場合に得られるはずの値があることが68.3%の確率で期待され、前後5%×2の範囲内にあることが95.4%の確率で期待される、ということの意味している。

例えば、ある産業の、あるひと月の「きまって支給する給与」が、259,259円であるということは、259,259円の5%は12,963円に相当するので、富山県内の全ての事業所を調査した場合に得られる結果（母集団平均）は259,259円の前後（12,963円×2）の範囲内、つまり233,333円から285,185円の間にあることが95.4%の確率でいえるということである。

きまって支給する給与の目標とする標準誤差率（%）

産 業	規模5人以上	規模500人以上	規模100～499人	規模30～99人	規模5～29人
産業大分類(製造業を除く)	5	0	10	10	10
製造業大分類	3	0	7	7	7
製造業中分類	7	0	10	10	10
サービス業中分類	10	—	—	—	—

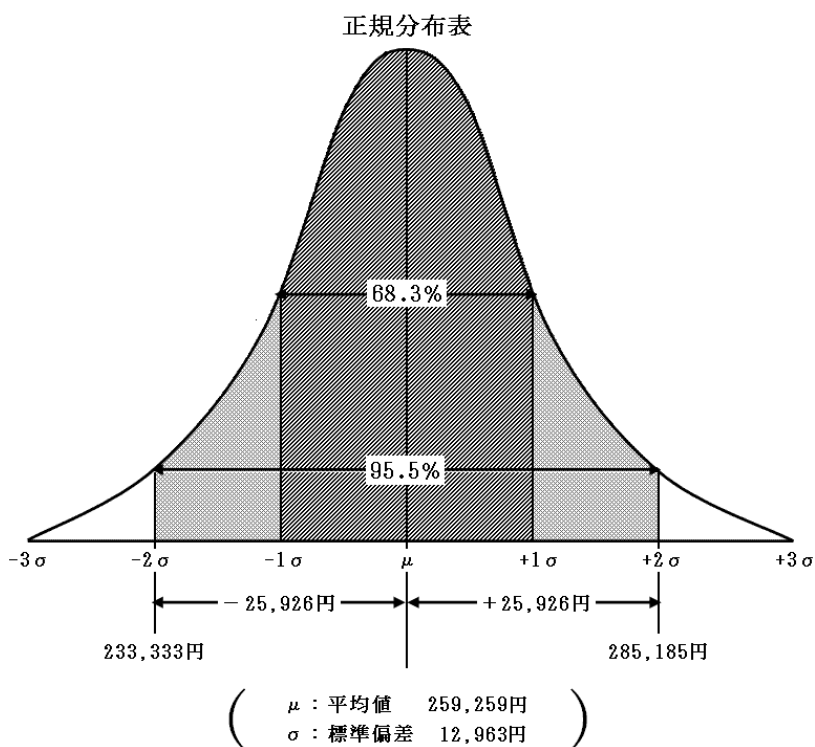
(注)・地方調査のサービス業中分類については、規模別の標本設計を行っていない。

・規模500人以上の事業所は悉皆調査である。

<参考>

範囲とその中に入るデータの割合

- $\mu \pm \sigma$ 0.683 (約 2/3)
- $\mu \pm 2\sigma$ 0.954 (約 19/20)
- $\mu \pm 3\sigma$ 0.997



10 統計表

- (1) 毎月勤労統計調査では、平成 22 年 1 月分から、平成 19 年 11 月に改訂された日本標準産業分類（以下、「新産業分類」という。）に基づき集計している。
- (2) 前年増減率については、抽出替えによるギャップ修正済指数又は実数を用いて計算している
ので、実数比較に相違する場合がある。
- (3) 統計表の数値は、四捨五入してあるので、個々の数値の合計は必ずしも合計欄の数値とは一
致しない。
- (4) 実質賃金指数は、各名目賃金指数を富山市分の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）
で除したものである。
- (5) 統計表において、調査対象事業所が少ないため、掲載していない分類があるが、調査産業計
などは、これらも含めて集計している。
- (6) 統計表の産業名のうち、製造業中分類及びサービス業中分類については、次表の略称を用い
ている。

製造業中分類

略 称	産 業 名	略 称	産 業 名
食料品・たばこ	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	鉄 鋼 業	鉄鋼業
織 維 工 業	繊維工業	非鉄金属製造業	非鉄金属製造業
木 材 ・ 木 製 品	木材・木製品製造業(家具を除く)	金属製品製造業	金属製品製造業
家 具 ・ 装 備 品	家具・装備品製造業	はん用機械器具	はん用機械器具製造業
パ ル プ ・ 紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	生産用機械器具	生産用機械器具製造業
印刷・同関連業	印刷・同関連業	電子・デバイス	電子部品・デバイス・電子回路製造業
化学、石油・石炭	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	電気機械器具	電気機械器具製造業
プラスチック製品	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	輸送用機械器具	輸送用機械器具製造業
窯業・土石製品	窯業・土石製品製造業	その他の製造業	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業

サービス業中分類

略 称	産 業 名
職業紹介・派遣業	職業紹介・労働者派遣業
他の事業サービス	その他の事業サービス業

- (7) 統計表で用いられる符号の意味は次のとおりである。
 - 「－」………… 該当数値がない場合
 - 「0」………… 数値が単位未満の場合
 - 「△」………… 数値がマイナスの場合
 - 「X」………… 調査事業所が少ないため数字が秘匿されている場合

11 表章産業変更に伴う取り扱い

日本標準産業分類の改訂（平成 19 年 11 月）に伴い、平成 22 年 1 月分調査から、改訂後の日本標準産業分類（以下「新産業分類」という。）に基づき集計結果を公表している。平成 21 年以前の集計に用いた産業分類（以下「旧産業分類」という。）との接続については、平成 18 年事業所・企業統計調査から把握される常用労働者数の新・旧間の変動を基準として、その変動が 3%以内
に収まる対応（別表 1 の「旧産業との接続」が◎、○、△、▲である対応）を単純に接続させている。

別表 1 旧産業との接続

集計産業(新産業分類(大分類))	旧産業との接続	旧産業分類(大分類)
TL 調査産業計	○	TL 調査産業計
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	◎	D 鉱業
D 建設業	◎	E 建設業
E 製造業	◎	F 製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	◎	G 電気・ガス・熱供給・水道業
G 情報通信業	▲	H 情報通信業
H 運輸業, 郵便業	▲	I 運輸業
I 卸売業, 小売業	▲	J 卸売・小売業
J 金融業, 保険業	◎	K 金融・保険業
K 不動産業, 物品賃貸業	×	L 不動産業
L 学術研究, 専門・技術サービス業	×	Q サービス業(他に分類されないもの)
M 宿泊業, 飲食サービス業	×	M 飲食店, 宿泊業
N 生活関連サービス業, 娯楽業	×	Q サービス業(他に分類されないもの)
O 教育, 学習支援業	▲	O 教育, 学習支援業
P 医療, 福祉	○	N 医療, 福祉
Q 複合サービス事業	▲	P 複合サービス事業
R サービス業(他に分類されないもの)	×	Q サービス業(他に分類されないもの)

(注) 記号の見方は以下のとおり

- ◎：完全に接続する対応
- ：常用労働者数の変動が 0.1%以内の対応
- △：常用労働者数の変動が 1.0%以内の対応
- ▲：常用労働者数の変動が 3.0%以内の対応
- ×：平成 21 年以前とは接続する産業がない産業

別表2 接続区分ごとの実数・指数・前年比の有無

接続区分	平成21年 12月分まで	平成22年 1月分～12月分	平成23年1月分 ～基準時更新	基準時更新～
◎ ○ △ ▲	実数:あり 指数:あり 前年比:あり	実数:あり 指数:あり 前年比:あり	実数:あり 指数:あり 前年比:あり	実数:あり 指数:あり 前年比:あり
×	実数:なし 指数:なし 前年比:なし	実数:あり 指数:なし 前年比:なし	実数:あり 指数:なし 前年比:あり (実数から算出)	実数:あり 指数:あり (平成22年1月分 まで遡って作成) 前年比:あり